

会則

第1条 目的

本会則は、アクトレップ株式会社が経営・運営するスポーツクラブの利用に関して定める。

第2条 本クラブの目的

本クラブは会員がクラブ内の施設を利用して、その心身の健康維持と増進を図ることを目的とする。

第3条 会員

本クラブは会員制とし、入会に際して以下の手続きをとるものとする。

1. 本クラブに入会を希望する方は、本会則及び細則の諸契約を本クラブと締結しなければならない。
2. 本クラブは第1項に際して、本会則及び細則の契約書面を交付するものとする。
3. 本クラブの利用条件等は「細則」の通りとする。
4. 本クラブに入会を希望する方は、入会申込書に所定の事項を記入して申し込み手続きを行い、これを本クラブが承認した上で入会することができる。
5. 本クラブは必要があると認める時は、申し込み手続きの際に、医師が作成した健康証明書¹の提出を求め、健康申告書及び健康証明書の内容を踏まえ、本クラブの一部施設を利用させないことができる。
6. 本クラブが入会申込を承認した方は、入会手続き時に入会申込書へ記載した利用開始日より会員として施設の利用を行うことができるものとする。

第4条 入会資格

1. 会員は本クラブの審査基準に適した男女とし、次の各号に該当する方とする。

- (1) 満16歳以上で、本会則及び本クラブの諸規定を遵守する方。なお16歳未満の方は親権者の同意を必要とする。
- (2) 本クラブの会則・細則を承認された方。
- (3) 本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
- (4) 健康状態に異常がなく、医師などに運動を禁じられておらず、本クラブの諸施設の利用を自立して行い、認められた方。
- (5) 刺青・タトゥー（大きさやファッションタトゥーにかかわらず）をしていない方。
- (6) 暴力団関係者でない方。
- (7) 過去に本クラブまたは他社が運営するスポーツクラブのいずれからも除名されたことがない方（ただし本クラブは、除名事由等を検討して、入会を認めることができる。）
- (8) 本クラブが、入会に適すると判断した方。

2. 前項第6号に規定する「暴力団関係者」とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1)暴力団。
- (2)暴力団構成員（暴力団構成員でなくなった日から5年を経過しないものを含む。）
- (3)暴力団準構成員。
- (4)暴力団関係企業の役員、従業員または株

主もしくは実質的支配者等の関係者。

(5)その他前各号に準ずる者。

第5条 会費

会員は、細則に定められた会費を施設利用の有無に関わらず、前納にて支払うものとする。なお、一旦納入された会費については、法令の定めがある場合、本会則に定めのある場合、または本クラブが別途細則で定める場合を除き、返還しないものとする。

第6条 禁止事項

会員は以下の行為をしてはならない。

- (1) 本クラブの利用にあたり、本会則その他本クラブの定める諸規則を遵守せず、または、本クラブの従業員の指示または指導に従わないこと。
- (2) 他の会員その他利用者や本クラブの従業員等を誹謗、中傷すること。
- (3) 他の会員等や従業員などを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- (4) 大声、奇声を発する行為や他の会員等もしくは従業員等の行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
- (5) 物を投げる、壊す、叩く等、他の会員等や従業員等が恐怖を感じる危険な行為。
- (6) 本クラブの施設・器具・備品の損壊や持ち出し。
- (7) 他の会員等や従業員等に対し、待ち伏せしたり、後をついたり、またはみだりに話しかける等の行為。
- (8) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員等に迷惑を及ぼす行為。
- (9) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く、排せつ行為、衣服の洗濯等、法令や公序良俗に反する行為。

(11) 館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。

(12) 高額な金銭、物の館内への持ち込み。

(13) 許可なく本クラブの施設内を録画または録音する等、秩序を乱す行為。

(14) 本クラブの施設利用に際して不当かつ不合理な要求を行うなどして、本クラブまたは従業員等を著しく困惑させる行為。

(15) 自らの会員証を他人に貸与し、または使用させる行為。

(16) 他の会員の会員証を、当該会員の承諾を得たか否かに関わらず使用する行為。

(17) その他、本クラブが会員としてふさわしくないとする行為。

第7条 譲渡

会員資格は、これを他に譲渡できないものとする。

第8条 休会

本クラブは休会制度を設けないものとする。

第9条 退会

会員が退会する場合は、次月の支払い日より前に退会届に必要な事項を記入し、会員証と共に提出しなければならない。会費支払い後に退会する場合、支払われた会費は、原則返還しない。

第10条 除名または施設の利用禁止

1. 会員に次の各号の事由が生じた場合、本クラブはその会員を除名することができる。

(1) 入会または利用に際して虚偽の申告を行ったとき、または本会則第4条に定める入会資格に適さない状況になった場合。

(2) 本会則(第6条各号の禁止事項を含むが、これらに限られない)・細則及び本クラブが定めた諸規則に違反した場合。

- (3) 施設のご利用上、安全を確保できないと本クラブ側が判断した場合。
 - 第三者の介護や介添えが必要である場合。
 - 安全を確保できないと本クラブ側が判断した場合。
 - (4) 他人に伝染または感染する恐れがある疾病を有する場合。
 - (5) 一時的に筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有する場合。
 - (6) 会員が医師により、運動を禁止された場合。
 - (7) 前記各号以外に本クラブ側が不相当と認めた場合。
2. 本クラブは、前項各号の事由の他、会員が飲酒または体調不良等により、正常な施設利用ができないと判断した場合には、必要に応じ、施設の利用を一部制限、または禁止することができる。
3. 第1項第1号、第2号、第7号または第8号に基づき、本クラブが会員を除名したことにより会員に損害が生じた場合でも、本クラブは一切損害賠償責任を負わないものとする。

第11条 会員資格の喪失

次の各項の事由が生じた場合、会員は会員資格を喪失する。

- 1. 会員本人が死亡した時。
- 2. 本会則第9条に定める退会手続きが完了した時。
- 3. 本会則第10条に基づき除名されたとき。

第12条 会員証

- 1. 本クラブは、会員に会員証を交付する。
- 2. 会員が本クラブを利用する場合、受付にて必ず会員証を提示しなければならない。

- 3. 会員証は会員本人のみが使用し、他人に貸与できないものとし、会員がその資格を喪失した場合、速やかに会員証を本クラブに返還しなければならない。
- 4. 会員は会員証を紛失した場合、速やかに届出るものとする。

第13条 営業時間・休館日・臨時休業など

- 1. 営業時間、休館日は別途細則にて定める。
- 2. 本クラブは次の事由により、施設の全部または一部を臨時に休業または使用制限することがある。
 - (1) 天災・地変・あるいは台風等での災害や危険が予期される時など、やむを得ない理由により本クラブを会場できない時。
 - (2) 施設の補修または改修をする時。
- 3. 本クラブは第2項及び第3項(2)の場合、1か月前までに会員に告知するものとする。

第14条 ビジターの利用

- 1. 本クラブは会員の施設利用の妨げにならない範囲で、会員以外の者(以下「ビジター」という)の施設利用を認める。
- 2. ビジターは施設利用に際し、細則に定める費用を利用の都度支払うものとする。
- 3. ビジターの利用できる施設は、別紙ビジター利用について準ずる。
- 4. ビジターの利用は、本会則第4条第1項各号すべてを満たす方に限るものとする。

第15条 免責

本クラブを利用するにあたって発生した盗難・傷害・死亡・会員同士のトラブルその他の事故によって、会員またはビジターが受けた損害については、本クラブの責めに帰すべき事由がある場合を除き、本クラブは一切損害賠償責任を負わないものとする。本クラブは、会員同士のトラブルには一切関与しない。

第16条 損害賠償

1. 会員ならびにビジターが、本クラブの利用に際して発生させた人的・物的損害については、本クラブは一切損害賠償の責は負わない。
2. 会員またはビジターが本クラブの諸施設の利用中、自己の責に帰すべき事由により、本クラブまたは会員等第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任ずるものとする。

第17条 本クラブからの契約解除

1. 本クラブはやむを得ない事情により、会員との契約を解除する場合には、書面にて会員に契約解除を通知するものとする。
2. 本クラブは、一括で支払われた会費に未経過月分の会費がある場合、未経過月数分を返還するものとする。

第18条 個人情報の扱い

会員が本クラブに提出した個人情報は、本クラブ運営、会員サービスの提供及び各種キャンペーンの案内などのために利用するものとする。本クラブは個人情報を当社個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に則り、法令順守の上、厳正な取り扱いをするものとする。

第19条 会費等の変更

本クラブは、会費等を経済情勢の変動もしくは税制改正等の社会情勢の変化、施設の状況などその他諸事情により改定することができ

る。改定する際には、1か月以上前までにその内容をクラブの所定の場所に掲示し、本クラブホームページにて会員に告知するものとする。

第20条 細則など

本会則に定めのない事項並びに本クラブの運営上必要な事項は、細則に定めるものとする。また、細則に定めのない事項についても、必要に応じて円滑かつ安全な施設利用等のための事項を定め、その内容をクラブ所定の場所に掲示し、本クラブホームページにて会員に告知するものとする。

第21条 改正

本会則の改正は、本クラブが必要に応じてこれを行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。本会則を改正するときには、改正日の1か月以上前までにその内容をクラブの所定の場所に掲示し、本クラブホームページにて会員に告知するものとする。

第22条 本会則の発効

本会則は平成30年11月1日より発効する。